園での与薬について

幼児への与薬について

- 基本的に、園でお子さんに薬(内服薬・外用薬等)を与えることはできません。
- 医師に幼稚園に通っていることを伝え、できるだけ昼間の服薬を避けられないか相談してください。
- 医師の指示によって、日中の服薬がどうしても必要な場合は、「やむを得ない場合」と判断します。

手続き方法

● 「与薬依頼書」を記入し、<mark>薬剤情報提供書を添え</mark>、薬とともに事務室へ提出ください。さらに、担任・養護担当にもお声がけをお願いします。(R5年9月より手続き方法が変わっています。)



● 「与薬依頼書」は、右の QR コードからもダウンロード・印刷できます。 事務室窓口でもお渡しできます。

注意事項

- お預かりできる薬は1回分だけで、必ず袋に組・名前をはっきり記入してください。①
- 与薬依頼書に必要事項を記入してください。②
- 薬剤情報提供書のコピーをご準備ください。③
- ジッパー付きの袋をご用意いただき、組・名前を記入してください。
- ジッパーの中に、①・②・③を入れて、事務室へ提出してください。
- 担任や養護担当に一言声掛けをお願いします。

与薬後について

- 薬の袋や与薬依頼書・薬剤情報提供書はご返却します。
- 与薬依頼書には、与薬した者のサインと時間を記入しておきますのでご確認ください。

<薬剤情報提供書 >

